

北魏の皇后・皇太后

—胡漢文化の交流による制度の発展状況

鄭雅如著・榊佳子譯

伴瀨明美、稲田奈津子、榊佳子、保科季子編

《東アジアの後宮》，東京：勉誠社，2023，頁 56-69。

北魏の皇后・皇太后

胡漢文化の交流による制度の発展状況

鄭 雅如（翻訳：榊佳子）

北魏は鮮卑拓跋部によって建てられた国家で、その皇后・皇太后制度は鮮卑習俗と中華制度が交流するなかで発展・変化し続けた。孝文帝以前の皇后・皇太后の身分と職権は北アジア文化の影響を大きく受けており、孝文帝の後宮漢化改革によってはじめて北魏皇后の「正嫡」の地位と政治的権威が確立された。だが、鮮卑の「尊母」文化の影響は終始止むことなく、皇帝の母には政治に参与する権利があり、「子貴母死」によって生母の不在がもたらされても、養母が権力を手に入れた。北魏の皇太后臨朝は皇帝と天下を共治する女主政治の一形態である。

はじめに

北魏（三八六～五三四）は鮮卑拓跋部（せんひたつたつばうぶ）によって華北に建てら

てい・がじょ——台湾中央研究院歴史語言研究所副研究員。専門は中国中古女性史。主な著書・論文に「情感与制度——魏晋時代の母子関係」（台湾大学出版委員会、二〇〇一年）、「唐代士族女兒与家族光栄——從天寶四年（陳照墓誌）談起」（中央研究院歷史語言研究所集刊「八七」・二〇〇六年）、「胡漢交錯——北魏鮮卑諸王婚姻制度与文化辨析」（鄭阿財・汪娟編「張広達先生九十年誕祝寿論文集」新文豊出版、二〇一二年）などがある。

れた国家である。鮮卑拓跋部はフルンポイル草原北方より起り、大興安嶺（だいこうあんれい）一帯に遷り、その後徐々に西遷して今の内モンゴル中部に入り、少なくとも三世紀半頃には拓跋氏を中心とする部族連合が形成されていたようである。西暦三八六年に拓跋珪（たくたけい）が推挙されて「代王」（代は初期の国号）となった。史家はこの年を北魏建国の年とする。三九八年に拓跋珪は「皇帝」位に即き、中華国家の「皇帝」号を採用して統治を開始した。北魏の勢力は五世紀前半から拡大し続け、ついには華北地域一帯を掌握するに至り、伝統的な中国北方領域全体を統治する初めての非漢民族王朝となった。

本稿では北魏初代皇帝道武帝（拓跋珪）より第八代孝明帝までの「皇后」・「皇太后」制度の発展・変化及びその特質に

表 北魏皇后・皇太后一覧（網かけは生前に皇后在位）

	皇帝	皇后	在位皇太后	
一代	道武帝 (386-409)	慕容氏	×	
		劉氏（次代皇帝が生母を追封）		
二代	明元帝 (409-423)	姚氏（皇帝寵愛により追封）	×	
		杜氏（次代皇帝が生母を追封）		
三代	太武帝 (423-452)	赫連氏	竇氏（保母）→保太后→皇太后	
		賀氏（皇帝が太子母を追封）		
	景穆帝 (追封)	閻氏（次代皇帝が生母を追封）		
四代	文成帝 (452-465)	馮氏	常氏（乳母）→保太后→皇太后	
		李氏（次代皇帝が生母を追封）		
五代	献文帝 (465-471)	李氏（次代皇帝が生母を追封）	馮氏（先帝皇后）→皇太后（短期聴政）	
六代	孝文帝 (471-499)	林氏（皇帝が太子母を追封、廢太子→廢后）	馮氏（孝文帝養母）→太皇太后（長期聴政）	
		馮氏（廢后）		×（馮太后の死後に皇帝は皇后を冊立）
		馮氏（幽皇后）		
		高氏（次代皇帝が生母を追封）		
七代	宣武帝 (499-515)	于氏	×（孝文帝が臨終の際に大馮后に死を賜う）	
		高氏		
		胡氏（次代皇帝生母）		
八代	孝明帝 (515-528)	胡氏	高氏（嫡母）→皇太后→出家して尼となる	
			胡氏（生母）→皇太妃→皇太后（長期聴政）	

ついで考察する。「皇后」・「皇太后」は皇帝制度に付属する漢式の政治的名号であり、第六代孝文帝が全面的な漢化改革を行う以前の北魏国家は、長らく「皇帝」／「皇后」と「可汗」／「可敦」の二種の称号体系を併用していた。北魏の国家体制は北アジアの習俗と中華の法令制度を結び合わせ、中華文化とも本来の鮮卑旧俗とも異なる新体制を生み出した。北魏の「皇后」・「皇太后」制度を理解するには、北魏を東アジア世界と北アジア世界の交錯のコンテクストに位置づけ、北アジア文化と中華制度の差異を比較し、文化体系が複雑に影響し合う様を明らかにする必要がある。

一、道武帝・明元帝期

——皇后制度草創期

初代道武帝及び第二代明元帝の時期は、北魏の皇后制度の基礎が築かれた段階であり、その特徴の多くは明らかに北アジア文化の影響を受けており、中華の制度とは大

いに異なるものであった。

(1) 立后の手順

道武帝が皇后を冊立した時の状況によれば、立后の手順は以下の四段階に分けることができる。一、大臣が立后を奏請する、二、群臣の集議（人選の検討を含むか）、三、候補者が金人（金属製の人の像）を鑄造して吉凶を占う、四、金人鑄造に成功すれば立后し、郊廟に告げる。立后に先立つて群臣の集議を経る必要があることは、部族連合の代表による合議制の色合いを帯びている。金人を鑄造して吉凶を占うことも、中華の制度ではなく、古代北アジア民族に共通する文化習俗であり、通常は部族長の推挙や重大事の決定に用いられた。立后の手順の最後に「郊廟に告げる」儀式があるが、これには漢礼にみえる宗廟への祭告のほか、胡俗に由来する西郊拜天も加えられている。一連の過程の中で、金人鑄造による占いの成否は候補者が后になるか否かの鍵を握るものであり、人の力ではコントロールできない偶然性を有している。道武帝・明元帝の時には、どちらも金人鑄造に失敗して立后できなかつた事態が発生している。皇帝個人の意志はこの手順の中で決定的な役割をもたず、誰を后に立てるか、夫婦間の感情や諸妻の本来の序列、部族の後ろ盾等と必ずしも関係していなかつた。

(2) 不明瞭な「皇后」の位置づけ

北魏で制度が設立された段階の「皇后」は、漢制の儒教皇后の「正嫡」の地位と職能を具えていなかつたようである。北アジア民族の統治階級の婚姻制度はその多くが多妻制を特徴とする。匈奴の「閼氏」、突厥の「可賀敦」はいずれも同時に複数が在位しており、「皇后」が唯一の嫡妻で嫡庶の地位が大きく隔たる漢制とは、まったく異なる。鮮卑拓跋部は北アジア遊牧民族と同様に、以前は拓跋部族長の妻には婚姻した順番による区別しがなく、妻妾の身分が厳格に区別される嫡庶制に比べて、諸妻間の地位は相対的に平等であつたようである。北魏は皇帝号を採用した後、後宮には対になる「皇后」号を用いて一人をその地位に据えたが、後宮の名号はとも少なく、等級による区別は依然として簡略なものであつた。明元帝の在位十四年間に正式な立后はなかつた。第五代献文帝も十一年の統治の間皇后はおらず、第六代孝文帝は在位二十八年のうち、皇后が存在したのは統治期間の最後の六年だけであつた。孝文帝による後宮改革以前に、「皇后」位がしばしば空位となつていたことは、「皇后」が北魏国家と皇室において独占的な役割と働きを具えていなかつたことを反映している。朝廷及び後宮の運営は長期にわたつて「皇后」の存在が無くとも可能だつたのである。

(3) 「子貴母死」と生母の皇后追封

北魏の皇位継承は長子継承制を採用しており、母親が所持する後宮の位号は皇子の継承順序には何ら影響せず、后位は皇位継承者の決定と無関係であった。ただし、皇帝の生母がみな「皇后」を奉られ、なおかつ生母皇后のほとんどが子が皇位を継承する前に亡くなっていることは、北魏皇后制度において突出した現象の一つである。ここで北魏の特殊な「子貴母死」を紹介しなければならぬ。『魏書』卷一三皇后伝に、「魏の故事に、後宮で生まれた子を世継ぎとする際、その母はみな死を賜う」と記載されている。明元帝の生母劉夫人はまさにこの「故事」によって薨じた。しかしながら、史料を見ると、北魏建国以前には「子貴母死」の形跡が見られないどころか、拓跋部族長の母の多くが政務に積極的に参与していることが見て取れ、なかには、部族長の母が政治を主導して「女国」と呼ばれた時期すらあった。北アジア部族には広く尊母文化が存在しており、鮮卑拓跋部も例外ではない。「子貴母死」という方法は、道武帝が君権を強固にし部族連合時代の母親や母の出身部族による政治介入の習慣を抑制するために、漢の武帝が子を跡継ぎに立てて母を殺し、母親に皇位継承者の権力を奪われるのを防いだ故事を忠実に模倣したと考えるべきである。この極端な方法は、文成帝以降

には皇位継承の資格を確認する「儀式」へと発展し、また、権力を争奪する手段として後宮に利用され、尊母文化の改変に真に有効なものとはならなかった(後述)。

(4) 先帝皇后よりも重視される生母皇后

継帝(皇位を継いだ次代の皇帝)が即位して生母を皇后に追尊することは、形としては子が父親の配偶者を決定することと同じであり、しかも、先帝が在位時に皇后を立てていれば、礼制上は一帝二后の状況が形成されることになる。儒家の礼制では「並后匹嫡」(二人の皇后や二人の嫡子が立てられること)は認められていないが、鮮卑では生母を尊崇し、生母を「皇后」に追封するのは当然のことであった。注目すべきことには、継帝の生母は「皇后」に封じられるだけでなく、みな諡号があり、太廟(歴代皇帝の神主が納められた廟)の正位に皇帝とともに祀られ、国家祭典に「皇后」を皇帝の配偶者として一緒に祀る必要がある場合には、いずれも継帝の生母が配された。その原因は北アジア民族にて確立された母子関係のあり方が儒家の礼制とは異なることにある。儒家の礼制では父親を中心に母子関係の範囲が定まる。父親の嫡妻がすなわち諸子の嫡母であり、実質的な養育関係よりも重視される。一方、鮮卑の母子関係は主に出産・養育によって築かれた感情的な紐帯によって成り立っている。しかも、北アジア部族

には広くレヴィエート婚の風習があり、父親の死後、必要であれば子は父親の諸妻（生母を除く）と婚姻する権利と義務を有することから、子は自身の生母を除く父親の妻と「母子」とは見なされない。北アジア習俗の影響を受け、儒家の礼制における先帝皇后の国家祭儀での受祭権は、みな継帝の生母に取って代わられた。北魏前期の制度に見える先帝皇后の地位は追封された生母皇后には遠く及ばなかったのである。

二、太武帝・文成帝期——太後の登場

(一) 保母が太后となる

第三代太武帝と第四代文成帝の時期は北魏が「皇太后」制度を設立する重要な段階である。北魏が皇帝制度を採用して以降、前二代の皇帝在位二十余年間に「皇太后」の名号は使われなかった。なぜなら、道武帝が皇帝を称する前に彼の母親は亡くなっており、明元帝の母は「子貴母死」によって薨去したからである。また、道武帝が冊立した慕容皇后は事跡不明だが、おそらく彼女も道武帝末年には亡くなっていたであろう。第三代太武帝は明元帝長子で、生母は明元帝の在位中に亡くなっており、しかも、明元帝は皇后を立てなかった。中華の礼制に従えば、太武帝の時期に「太后」の在位は出現するはずがない状況であった。だが、太武帝は自分の

保母である竇氏を「保太后」の名号で尊び、さらに正位に進めて「皇太后」とした。

『魏書』の記載によれば、保母竇氏は太武帝を慈悲深く真摯に世話し、太武帝は生母のように竇氏に孝養を尽くした。四二五年に竇氏を保太后としたのは、まさしく養育の恩に報いるためであった。さらに四三二年には竇氏を保太后から「皇太后」にしたが、関連する事象から見ると、皇太后冊立は単に恩に報いようという情だけでなく、皇室の地位を強固にし国家転換の象徴とする、太武帝の重要な措置の一つでもあった。太武帝即位後、北魏は大夏赫連政権及び南朝宋と長期にわたって争っていたが、四三一年に大勝利をおさめて南朝宋の北伐阻止に成功し、河南地区の掌握を揺るぎないものとした。また、頑強に抵抗していた赫連の残余勢力を俘虜とし、大夏を徹底的に瓦解せしめた。軍事面での重要な成果を得ると、太武帝は国家制度の設立によって統治の安定を強化する方向へと舵を切った。翌年正月一日に皇太后・皇后・皇太子の冊立と、大赦・改元を同時に行ったことは、まさしく平和的文治の新局面への展開を示すものであった。

「皇太后」・「皇后」・「皇太子」は、中華制度による皇帝の母・嫡妻・嫡長子の政治的称号であり、皇帝を除くもつとも尊貴な地位の皇室成員がこの三種の名号に対応する。北魏は

皇帝制度採用以降、「皇后」を除き、「皇太后」・「皇太子」はずっと設けられていなかった（太武帝は継承者に指定されていたが、封号は「泰平王」のままであった）。太武帝が「皇太后」・

「皇后」・「皇太子」を皇帝制度の一部と見なして完備し、国家の式典で三者の冊立を同時に公開したことは、皇室を国家体制の中で特殊な地位に押し上げる意図があった。過去の部族連合の時代、拓跋氏族は始祖力微（神元帝）を中心に結集した集団であり、力微の子孫は継承権を平等に有していた。北魏建国後、皇位は道武帝の子孫のみに受け継がれたものの、宗室（皇室）は神元帝を中心に区分され、皇帝系譜における皇室の地位は突出したものでなかった。皇室の地位を押し上げようとする太武帝の意図は、氏族成員が相対的に平等な政治的枠組みから、皇帝の家族を中心とした「家天下」国家へと邁進する意味を持つものであった。

北魏が皇帝制度を採用して最初に冊立された「皇太后」は、先帝の妻でも継帝の生母でもなく、継帝の保母（養母）であった。竇氏は「保太后」から「皇太后」となり、国家制度の面で正式に「皇帝の母」という法的な身分を取得した。彼女が先帝と婚姻関係にないことから、北魏が「皇太后」の名号を漢制とは異なる認識で運用していることは明白である。「皇太后」になる必要十分条件は皇帝に「母親」として尊ば

れることで、先帝とは無関係であった。竇太后の前例があったことから、後には文成帝もまた乳母常氏を「保太后」とし、さらに皇太后とした。北魏の皇后・皇太后制度は、その多くの部分が中華の制度をそのまま用いたものではなく、皇帝の個人的実践のなから確立されていったものであった。

②「廢」された皇太后

太武帝から文成帝の時期には保母（養母）が「皇太后」となっただけでなく、先帝皇后を皇太后へと昇格する制度にも発展があった。太武帝が晩年に太子に猜疑心を抱き、太子が急逝すると（後に景穆皇帝を追尊された）、すぐに宦官宗愛が太武帝を弑し、偽の「皇后令」で南安王を皇帝に立てた。太武帝赫連皇后は北魏で初めて先帝皇后から皇太后になったが、これは漢制の影響だけでなく、宗愛が皇后の名を利用して号令を発するため、赫連皇后の地位と権威を上げる必要があったからでもある。過去の部族連合時代には部族の有力者の合議による推挙で部族長の地位を継いだ。一方、漢式制度は世襲制や皇帝と皇后が一对となつてともに天命を承ける理念に影響を受けており、あらかじめ継承者が立てられていなかった場合、新君主の選定は皇后・皇太后の名義で発布されることが多かった。宗愛が皇后の名義を借りて令を発したのは、儀式・制度に関する漢人官僚の建議を採用した可能性が

ある。ただし、八ヶ月後に宗愛が南安王を殺害すると、群臣は政変を起こして文成帝(景穆長子)を擁立したが、その過程で赫連皇太后の発令を利用して即位の正当性を得ようとする動きは見られなかったため、先帝皇后の政治的權威は未だ普遍的な共通認識とはなっていないかと思われる。

赫連皇后は宦官による政変という尋常ならざる局面下で南安王(新帝)によって「皇太后」となったが、南安王が皇帝を称していた期間は極めて短く、彼が非生母・非養母の「皇太后」とどのような関係であったか、こうした「皇太后」が北魏皇室及び国家体制においてどのような位置を占めていたかを見て取ることはできない。赫連氏はまた文成帝の実の祖母でもなく、文成帝は即位後に、生母を皇后に追封し乳母を太后としたが、赫連氏が太皇太后に冊立された記載はない。北魏前期の「皇太后」のもっとも主要な身分定義は「皇帝の母」であり、赫連氏の太后の身分は南安王に繋がられていたが、後に南安王が皇帝系譜の外に排除されたため、赫連氏の「皇太后」身分は抛り所を失い、北魏国家の承認も得られなかったのである。『魏書』皇后伝は彼女が太武帝によって皇后に立てられたことを述べるだけで、「皇太后」になった痕跡は少しも残っていない。

(3) 「子貴母死」と皇位継承資格

南安王の死後、太武帝には少なくとも臨淮王と広陽王という二人の年長の息子が健在であった。長子を立てる習慣に照らせば、文成帝は皇位継承者にもっとも不適格な人選である。臨淮王と広陽王は文成帝が即位してまもなく同日に薨じ、翌日には文成帝の生母もまた突然逝去した。臨淮王と広陽王が死んだことにより、太武帝諸子の中で文成帝より年長の王はいなくなつた。文成帝は政変によって突如皇帝となり、当時生母は健在であつたが、それが道武帝以来の皇帝生母は皆即位前に死ぬという旧例に合っていないことは明白である(実際には、明元帝と太武帝は「子貴母死」を執行したと公的には宣言していないものの、「偶然」にも継承者を立てる前に、長子生母はいずれも亡くなつていた)。おそらく、鮮卑貴族に文成帝の皇位継承を受け入れさせやすくするために、強いて彼の母を「子貴母死」の前例によって薨去させたのであろう。二王と生母の死後、文成帝が皇帝となる資格・条件は北魏建国以来の皇位継承の「常軌」へと戻つた。二王と生母の「非正常」な死は、明らかに文成帝即位の正当性と合法性を揺るぎないものにするために取られた残酷な処置であつた。

文成帝と献文帝の時期には、立太子の際に、いずれも「子貴母死」により生母に死を賜つた。殺母はあたかも立太子の

前段階であるかのように、「儀式」の色合いを帯びた公開制度となったのである。『魏書』の「魏の故事に、後宮で生まれた子を世継ぎとする際、その母はみな死を賜う」の記述は、北魏建国以前の史実に符合したのではなく、文成帝以後の発展状況により近いものであった。「子貴母死」は、もとは道武帝の個人的行為だったが、文成帝の時期に皇位継承資格と結びつき、「制度化」へと進展したのである。

三、文明太后と献文帝・孝文帝

(1) 漢人官僚と先帝皇后

四六五年に文成帝が崩御すると、その子供である献文帝が即位し、先帝馮皇后を皇太后とした。彼女が歴史上有名な文明太后である。献文帝は三歳で皇太子に立てられ、生母は死

を賜った。史料から馮皇后が太子を養育していないことは明らかで、太子には他に保母がいたはずであり、前例に従えば、再度「保太后」が出現することもあり得なくはなかった。だが、献文帝の即位当初は、丞相乙渾が内外を隔絶して政事を独占しており、献文帝にまったく実権がなかったため、「保太后」を立てずに先帝皇后を皇太后としたことが皇帝の意志によるものではなかったことは明らかである。乙渾の専権は皇太后の発令を利用しておらず、馮氏を太后としたことに利

害関係はなさそうである。当時の歴史は、漢人官僚の働きが鍵を握っていたことを示している。北魏は建国以来多方面で漢式の政治体制を模倣して政務を行っており、鮮卑族の統治者として行うべき職務の執行にあたっては漢人官僚に大きく頼っていた。漢人官僚の多くは鮮卑貴族の下のポストに就いていたものの、政務に対する彼らの重要性を軽視してはならない。当時の漢人官僚である高允・賈秀等の職掌は詔命の出納に関わる重要なポストであり、彼らは漢式の名号制度の実践方式に従って北魏国家の典礼・制度を運営する傾向があった。漢制では先帝皇后を皇太后とするのは道理に合っている。彼らは馮皇后が順調に皇太后へと位を進めた陰の立役者だったのであろう。

(2) 文明太后の二度の摂政における差異

乙渾が権力を独占して諸王や大臣を次々と殺害し、政局が動揺していた時に、文明太后は策を用いて乙渾を処刑し、機に乗じて権力を掌握した。ただし、文明太后のこの時の臨朝聴政（皇太后が朝廷に臨んで政治を行うこと）はわずか一年半しか続かなかった。その主な原因は彼女が献文帝の生母でも養母でもなく、鮮卑文化の観点では皇帝と母子関係になかったために彼女の聴政が鮮卑の習慣に合うものではなく、権力基盤が安定していなかったことにあった。聡明な文

明太后は新規まき直しを図り、みずから献文帝長子（孝文帝）を養育し、孝文帝と母子関係を築くことで、より安定した權力基盤を作り上げた。四七六年に献文帝が急死すると、孝文帝は文明太后を太皇太后とし、文明太后は再び臨朝聴政を行った。孝文帝は文明を母親のように尊び、常に群臣の前で太后への尊敬・感謝・従順の意を示した。文明のこの時の權力掌握は四九〇年に彼女が世を去るまで続き、鮮卑貴族と漢人官僚はいずれも彼女の命に従い、彼女のために力を尽くした。彼女は常に皇帝の頭越しに生殺賞罰の決定を下し、大ナタを振るって俸禄制・三長制・均田制を推進し、北魏の国家体制の転換を促した。文明太后の二度目の臨朝は、継続した期間・権力の展開ともに、最初の臨朝との差が極めて大きい。文明が養育によって孝文帝と緊密な母子関係を確立したことで、鮮卑文化の認める政治参与の資格を手に入れ、さらに孝文帝の文明太后に対する孝行が太后の政治参与への権威を高めたことが、その理由である。

（3）後宮の「殺母」利用による権力の奪取

孝文帝長子の出生後、皇帝は「子貴母死」制度を廃止する意向であったが、文明太后はその執行を堅持し、なおかつ太子冊立を企図する前に生母に死を賜い、手ずから皇帝長子を養育した。文明が「制度」の執行を堅持した動機に、子を

奪って養育することで自身の権力を引き延ばそうとする意向が含まれていたことは明らかである。また、「子貴母死」が皇位継承制度に関係するだけでなく、母親の身分を奪い、権力を強固にするための道具として後宮に利用されていたことも示している。文明太后が世を去った後に、孝文帝はついに「子貴母死」制度を廃止したのであった。

四、孝文帝の制度改革とその影響

（1）皇后の正嫡としての地位

孝文帝の親政が行われた太和後期は、多くの漢化施策が推進され、後宮にも大幅な改革が実施された。皇后・左右昭儀の下に、『周礼』に基づいて三夫人・九嬪・世婦・御女等の妃嬪の名号が設置され、漢民族女性の式服にならって後宮の服飾が制定された。孝文帝の後宮整理改革は完全に『周礼』を複製したものではなかったが、確実に後宮制度の漢化は進み、等級秩序はより整然としたものになった。特に重要なのは、元来は北魏後宮において地位と役割が突出していなかった「皇后」が、後宮の正嫡の地位として確立されたことである。

まず、立後の手順に大きな変更があった。孝文帝は自身の意によって皇后を決定したのである。形式的には群臣の集議

があつたものの、候補者を推挙する実質的な役割はすでになく、さらには金人の鑄造によって吉凶を占う選別過程も廃止された。皇帝（または太后）の意志が立后の鍵となつたことや、北魏の史書にそれまでと比べて皇帝と皇后の交流に関する記載が多く出現するようになったことは、皇帝と皇后の關係が以前よりも緊密になつた可能性を示している。孝文帝はさらに、漢制の「儒教皇后」の理念を導入し、皇后の「正嫡」の地位及び嫡庶の区別を確立した。孝文帝は『白虎通』の理論を引用して、儀式・制度面での皇后父母に対する皇帝の尊重を増加させ、皇后が「嫡妻」として皇帝と「一体」であり、その尊さが皇帝と並び立つものであることを明確化した。孝文帝は二度皇太子を立てた。一度目は後宮改革の前で、太子生母はすぐに「皇后」を追封された。二度目は制度改革及び立后の後で、太子生母は妃嬪の位号を追封されただけであつた。その身分を「庶妾」に位置づけ、その地位を皇后より低くすることで、皇后の「正嫡」の地位を強化したのである。

宣武帝は鮮卑の尊母文化によって即位後に生母を「皇后」に追尊したが、その一方で孝文帝後期からの「嫡妻」皇后の尊重は発展し続けていた。宣武帝は長年皇子を得られなかつたが、太子（孝明帝）を生んだ胡氏は「世婦」から「嬪」に

位が上がるに留まり、その地位は高くなかつた。宣武帝が崩御して孝明帝が即位した時には、先帝嫡妻と継帝の生母がどちらも生存していたが、最終的に朝廷は南方の漢人王朝のやり方を模倣し、嫡庶の礼に依拠して、先帝皇后を「皇太后」とし、継帝の生母は「皇太妃」の名号を得るに留まつた。鮮卑習俗に依拠して單純に出産・養育をもつて母子關係を認定していた過去とは明らかに異なつている。北魏末期は政局が混乱し、皇帝の多くが傍系から後を継いでいた。そうした傍系出身の皇帝が自身の父母を追尊する場合には、いずれも漢制の嫡庶の区別によつて位号を与えており、庶生母ではなく嫡母を后としていた。

（二）先帝皇后の政治的權威

孝文帝が皇后制度を改造する前には、先帝皇后（妻）は継帝との關係が曖昧で、皇帝の母として見られていなかったと思われる。孝文帝晚期に、「皇后」の位号に漢制の正嫡の意味が備わると、嫡妻皇后は継帝の即位後に皇帝嫡母、すなわち皇太后として尊ばれ、政治的權威を手にすることが予期されるものとなつた。孝文帝馮后（幽皇后）は密かに皇帝を呪詛して崩御させ、太后となつて臨朝稱制することを夢想した。皇帝は馮氏が文明太后の家の出身であることを懸念して直接廢后にはせず、臨終する前に遺詔で彼女に死を賜つたが、こ

これは馮氏が太后の身分によつて権力を掌握するのを防ぎ、皇権のスムーズな引継ぎを確保するためであつた。鮮卑文化の伝統に由来する部族長の母親の政治参与という構造に対して、以前は「子貴母死」で生母に狙いを定めるだけであつたが、孝文帝に嫡妻皇后への対策が必要となつたことは、まさに北魏の皇后制度が、胡漢の文化が折衝する中で変化したことを表している。

宣武帝から孝明帝へと代が変わる際には、「皇后」が正嫡として政治的権威を有していたことが明確に見て取れる。孝明帝は幼くして皇位を継ぎ、宗室と外戚が政治補佐の権力を争つたが、その過程で外戚に対立する一派もまた先帝皇后の名義で政治補佐の命を發布していたことは、継帝が幼年で政務を取り仕切ることができない状況下で、先帝皇后が嫡妻として政治的命を發布する権威を有していたことを示している。たとえこの権威が形式的なものに過ぎずとも、それでもなお先帝皇后の皇権代理人としての役割は明白である。

(3) 皇帝生母の進位における紆余曲折

孝明帝が即位した当初、外戚高氏と宗室親王が政治補佐の権力を争っていたが、禁軍を統率していた于忠が宗室親王側に立ち、外戚は敗北を喫した。先帝高皇后は制度によつて皇太后となつたものの、すぐに時勢に迫られ、出家して尼に

なつた。このことは、先帝皇后が皇太后として尊崇されるよう変化する中で、依然として継帝との関係が薄弱だと打撃を受けやすいという弱点があつたことを示している。注目すべきは、皇帝生母である胡氏が高太后の出家にともなつてすぐに皇太妃から皇太后に位が進んだわけではなかつたことである。後に補佐の臣下達の間で権力衝突が生じ、于忠が「皇太后」の政治的権威を利用して彼の専権を合法化しようとして、ようやく胡氏は皇太后の宝座に推戴され臨朝聴政を行うようになった。だが、皮肉なことに、于忠は臨朝を行う胡太后をコントロールできず、すぐに禁軍統率の権を解かれて刺史にされて地方に出された。胡氏が皇帝生母でありながら、その地位は軒々としながら進むしかなかつたことは、北魏の国家体制が孝文帝の改革を経て、生母が「皇太后」となつて政権を掌握することがすでに当然のことではなくなつていたことを示している。ただし、胡氏は本来まつたく権勢がなかつたが、ひとたび「皇太后」の地位につけば、鮮卑の母親を尊重する習俗と噛み合い、さらにその臨朝聴政も部族長の母が政治に参与する慣習と合致して、彼女が有する政治力はすぐに群臣を凌駕し、眞の統治者となつた。

五、「母子共治」——北魏皇太后臨朝の性質

部族長の母が政治に参与することは、北魏建国以前の歴史にはしばしば見られ珍しいものではなかった。建国後、最初に出現した保母「皇太后」は、臨朝聽政の名目はなかったものの、同様に公的に政事参与しており、相当な政治的影響力を有していた。正式に臨朝を行った文明太后と胡太后は、実質的に北魏国家を統治していた。皇帝に「母親」として尊奉

された北魏の皇太后たちが政治権力を掌握したバックグラウンドに、在位皇帝が幼年・病弱・政務処理に問題があり代理人を立てる必要があるといったことは関係がなく、鮮卑の尊母文化のコンテクストのもと、皇帝の母親はおのずから政治に参与する権力を獲得していた。道武帝は君権を強固にするために「子貴母死」を実行したが、実際には「謀殺」という手段によって生母の権力掌握を阻止しても、尊母文化の改変には有効でなく、「母親」の地位を代替する人が、「母親」の尊厳と権力を獲得できた。

北魏はこれらの女性統治者をどのように位置づけていたのであろうか。北魏の太后臨朝の統治形態は、皇帝・太后の共治方式によって行われた。皇帝と太后は常にとともに群臣に接見し、連名で事を行った。また、官員が文書を上奏する対象

や、統治者を賛頌する対象も、皇帝と太后がともに挙げられていた。文明太后が発布した政令は、皇帝と同様に中書省の官員によって執筆されており、太后は太后の官署を別に設けることなく、本来の行政体系の官員を直接指揮することができた。胡太后が臨朝の期間に演じていた政治的役割及び手に入れた儀式・制度面における等級は、皇帝とほぼ同じであり、臣下は胡太后と孝明帝とともに宣武帝の継承者と見なしていた。

過去には皇帝だけが臣民から「聖化」され、「大聖」・「聖上」・「聖主」等の尊称を獲得していたが、北魏臣民が臨朝太后を「聖后」・「聖母」と尊称したことは、太后の地位もまた「聖化」され、太后への崇敬が昇格したことを表している。特に、「聖母」の呼称は「母親」の身分がその神聖な地位の根元であることを示しており、鮮卑拓跋部の尊母文化の影響を反映している。北魏ではさらに、「二聖」の語をもって臨朝太后と皇帝を併称する事例が初めて見られる。こうした併称方式は、臨朝太后と皇帝が臣民に国家最高統治者として同一視され、政治秩序の頂点に並び立っていたことを表している。

北魏の皇太后の権力は嫡妻の身分ではなく、母親の身分に由来していた。太后臨朝は「皇帝の母」として皇帝と共同で

天下を治めることを意味しており、漢人王朝の太后臨朝が一時的な皇権の代理でしかないことは、根本的に異なる。筆者はこの統治形態を「母子共治」と呼びたい。本質が「代理」ではなく「共治」であるため、皇帝が成長し成人しても、太后には政権を返還しなければならないという問題は生じず、「母子共治」の統治原理は基本的には太后の終身にわたる臨朝を認めるものであった。だが結局のところ、「皇帝（息子）」が依然として「共治」権力の出所であるため、皇帝が太后と隔絶され疎遠になれば、すぐに太后の権力に影響が及ぶ可能性があった。しかしながら、北魏の尊母文化の枠組みのもとで母子を中心として形成された「二聖並尊」の統治構造、及び「母親」身分と神聖な地位の結びつきは、皇帝制度の「一人専制」の政治構造を超越したものであり、なおかつ代理的な性格を持つ漢人王朝の太后の政治参与と同列に論じることができず、女主政治の一形態と見なすべきである点は認めなければなるまい。

おわりに

北魏の「皇后」・「皇太后」の身分と地位、職権は、北魏の国家体制の発展とともに絶えず変化していった。漢制と胡風の交流は、一方が伸長し一方が消失するといった一方的な

のではなく、互いが複雑に影響し合つて制度の変形と創造を促し、歴史のありようをさらに豊富で多元的なものにした。

北アジアの文化的背景を受け継いで北魏が立后儀式に加えた祭天（地）の儀式は、後に北斉・隋・唐に継承され、さらに宋・明にも影響を及ぼした。また、尊母文化のもとに生まれた「母子共治」の政治構造が、後世の女主統治に影響していることも興味深い。この問題はさらに多くの研究が俟たれるところであるが、注目すべきは、一代の女帝である武曌（則天武后）が「皇后」の身分で政治を取り仕切っていた時に、群臣が彼女と高宗を「二聖」と併称して皇帝と皇后の共同統治を顕彰していることである。皇帝・皇后の「二聖」併称は、隋文帝と独孤皇后が最初で、唐高宗と武后がこれに次ぐ。「二聖」の称号で皇帝皇后の並尊を表すのは、まさしく北魏に啓発を受けたものであろう。このほか、武曌は正式に皇帝を称する前に、まず「聖母」の祥瑞しやうずいを造り、さらに「聖母神皇」という新たな尊号を生み出し、これによつて「皇太后」から「皇帝」への身分の変化を繋げているが、これが北魏の「皇帝の母」の神聖な地位や統治権力との結合を援引したものであることは明白である。これらの政治的行動や称号の使用は、武曌が中国政治文化における性別の垣根を突破し、皇帝を名乗るための道を一歩ずつ進む際に援引した様々な文

化資源の中に、まぎれもなく北魏の「母子共治」が生み出した政治遺産が含まれていることを示しているのである。

主要参考文献

- 王明珂『遊牧者の抉択——面对漢帝國的北亞遊牧部族』（中央研究院・聯經出版、二〇〇九年）
- 田余慶『拓跋史探』（三聯書店、二〇〇三年）
- 朴漢濟『北魏王権与胡漢体制』（東洋史学会編『中国史研究的成果与展望』中国社会科学出版社、一九九一年）
- 六一（二）、二〇〇二年）
- 康樂『從西郊到南郊——国家祭典与北魏政治』（稻禾出版社、一九九五年）
- 張金龍『北魏政治史』（甘肅教育出版社、二〇〇八年）
- 羅新『黑毡上的北魏皇帝』（海豚出版社、二〇一四年）
- Holmgren, Jennifer, "Women and Political Power in the Traditional T'opa Elite: A Preliminary Study of the Biographies of Empresses in the *Wei-shu*," *Monumenta Serica* 35, 1981-83.

附記 本稿は筆者論文「漢制与胡風——重探北魏的「皇后」・「皇

太后」制度」（中央研究院歷史語言研究所集刊）九〇一、二

〇一九年）を改稿したものである。

金・女真の歴史と ユーラシア東方

古松崇志・臼杵勲・藤原崇人・武田和哉（編）

12世紀前半に北東アジアより勃興、契丹（遼）・北宋を滅ぼし、広くユーラシア東方に100年にわたる覇をとなえた金国（金朝）。その建国の中枢を担った

北東アジアのツングース系部族集団である女真是、

のちの大清国（清朝）を建国したマンジュ人のルーツとしても知られ、世界史を考えるうえで、

金・女真是、避けては通れない大きな存在である。

近年深化を遂げるユーラシア東方史の研究の最先端より、

「政治・制度・国際関係」「社会・文化・言語」

「遺跡と文物」、そして「女真から満洲へ」の展開」という

四つの視角から金・女真の歴史的位置づけを明らかにする。

【執筆者】

※掲載順

- 古松崇志／藤原崇人／武田和哉／高井康典行／養島栄紀／井黒忍
吉野正史／毛利英介／豊島悠果／飯山知保／高橋幸吉
阿南・ヴァージニア／史代／松下道信／吉池孝一／更科慎一／趙永軍
渡辺健哉／臼杵勲／中澤寛将／高橋学而／町田吉隆／中村和之
杉山清彦／承志

本体 3,200円（+税）

ISBN978-4-585-22699-4

【アジア遊学 233号】

勉誠出版

千代田区神田三崎町2-18-4 電話 03(5215)9021
FAX 03(5215)9025 Website=http://bensei.jp

執筆者一覧（掲載順）

伴瀬明美	保科季子	三田辰彦	鄭 雅如
江川式部	高瀬奈津子	古松崇志	藤本 猛
前田尚美	毛 立平	李 炳鎬	李 炫珠
豊島悠果	李 美善	韓 孝妊	高 恩淑
榊 佳子	伊集院葉子	稲田奈津子	垣中健志
東海林亜矢子	高橋慎一郎	菅原正子	木下昌規
久保貴子	松尾美恵子	桃木至朗	村井章介

【アジア遊学 283】

ひがし こうきゅう
東アジアの後宮

2023年6月15日 初版発行

編者 ばんせあけみ いなだなつこ さかき けいこ ほしなすえこ
伴瀬明美・稲田奈津子・榊 佳子・保科季子

発行者 吉田祐輔

発行所 株式会社勉誠社

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-18-4
TEL : (03)5215-9021(代) FAX : (03)5215-9025

〈出版詳細情報〉 <http://bensei.jp/>

印刷・製本 (株)太平印刷社

組版 デザインオフィス・イメディア（服部隆広）

ISBN978-4-585-32529-1 C1320